

広島市立大学教育基盤センター紀要刊行要綱

(目的)

第1条 広島市立大学教育基盤センター（以下「センター」という。）をはじめとした本学における教育に関する活動成果、研究成果を内外に公表することを目的に、「広島市立大学教育基盤センター紀要」（以下「本誌」という。）を刊行する。

(時期及び頻度)

第2条 本誌は、原則として毎年度1回、年度末までに刊行する。

(委員会)

第3条 本誌の編集、刊行を行うため、広島市立大学教育基盤センター紀要編集委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会はセンター長から選任された編集委員長、編集委員若干名で構成する。
- 3 委員会に関する事務は、教務・学部運営室において処理する。

(原稿)

第4条 本誌の掲載原稿は、依頼原稿及び投稿原稿とする。

- 2 委員会は、本誌の目的趣旨に沿った原稿の執筆を依頼することができる。
- 3 投稿原稿は次に掲げる種別とし、未公刊のものに限定する。

(1) 論文

教育研究に貢献できる問題提起と意義があり、この分野に関心を持つ教員や読者にとって価値と有効性があるもの。実践研究・事例研究を含む。

(2) 研究ノート

教育に関する研究成果をまとめたもの。独創的な内容や新しい知見の含まれることを尊重し、一般に論文に求められる包括性・体系性・完結性は必ずしも満たさなくてもよい。

(3) その他

広島市立大学学則第6条第1号から第8号に定める附属施設・センター及び各学部等における活動内容の報告など委員会が掲載を認めたもの。

(投稿資格)

第5条 本誌の投稿原稿の主著者としての投稿資格を有する者は次の各号に掲げる者とし、投稿は公募とする。

- (1) 公立大学法人広島市立大学職員就業規則第2条に定める職員
- (2) 公立大学法人広島市立大学特任教員就業規則第2条に定める特任教員
- (3) 公立大学法人広島市立大学特任職員就業規則第2条に定める特任職員
- (4) 公立大学法人広島市立大学非常勤職員等就業規則第2条第1号アに定める非常勤嘱託員
- (5) 公立大学法人広島市立大学非常勤職員等就業規則第2条第2号に定める臨時職員
- (6) 本学大学院博士前期課程又は博士後期課程に在籍する学生

(7) 委員会が適当と認めた者

(人権の尊重)

第6条 本誌の掲載原稿における人物を対象とした記述にあたっては、人権を守るよう最大限の倫理的配慮を行うものとする。

(執筆要領)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本誌の執筆要領は別に定める。

(掲載料と著作権)

第8条 掲載原稿に対する原稿料及び掲載料はないものとする。

2 著作権は、広島市立大学教育基盤センターに帰属する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、刊行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

広島市立大学教育基盤センター紀要刊行要領

(目的)

第1条 この要領は、広島市立大学教育基盤センター紀要刊行要綱（以下「要綱」という。）第9条により、必要な事項を定めることを目的とする。

(投稿手続)

第2条 広島市立大学教育基盤センター紀要（以下「本誌」という。）に投稿しようとする者は、毎年度9月末までに、教務・学部運営室教務グループに投稿を申し込まなければならない。

2 要綱第4条第3項に定める投稿原稿（以下「投稿原稿」という。）の提出締切日は、毎年度10月末日とする。

3 投稿原稿の提出に当たっては、電子ファイルを教務・学部運営室教務グループに提出するものとする。

(論文及び研究ノート審査)

第3条 投稿原稿のうち、論文及び研究ノートについては査読を行わず、不適切な記述がないか広島市立大学教育基盤センター紀要編集委員会（以下「委員会」という。）で審査し採否を決定する。

2 委員会は投稿原稿について、審査に基づき執筆者に修正を求めることができる。

3 委員会は投稿原稿のうち論文について、執筆者の同意を得て、要綱第4条第3項各号に定める他の種別に変更することができる。

(校正等)

第4条 編集に当たり、委員会がその必要があると認めたときは、執筆者に原稿の書き直し、縮小等を求めることができる。

2 執筆者自身による校正は、原則として1回とする。なお、校正の際の訂正加筆は、植字上の誤りに限るものとする。

(公開及び許諾)

第5条 本誌は、委員会が認める手段でインターネット上に公開される。

2 第2条に定める投稿の申込みをもって、投稿原稿がインターネット上に公開されることに関し執筆者が許諾したものとする。

附 則

この要領は、令和5年7月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

広島市立大学教育基盤センター紀要執筆要領

(目的)

第1条 この要領は、広島市立大学教育基盤センター紀要刊行要綱（以下「要綱」という。）第7条により、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用言語)

第2条 使用言語は日本語とする。

(文字数)

第3条 論文は20,000文字、研究ノートは10,000文字を上限とする。

(構成)

第4条 論文及び研究ノートは表題、著者名、要旨、本文、必要に応じて謝辞、注、参考文献、図、表、写真等で構成するものとする。

(書式)

第5条 掲載原稿の書式は次に掲げるとおりとする。

- (1) 原則として横書きとし、パソコンを使用する。
- (2) 用紙サイズはA4判、余白を天地左右25ミリ及び1ページあたり36行とする。
- (3) 英文表記による表題と執筆者名を付し、和文表記の後に掲載する。
- (4) 注、引用及び参考文献は、原則として本文の後に、注、引用、参考文献の順に掲載する。
- (5) 前各号に定めるもののほか、書式の詳細に関しては、要綱第3条に規定する広島市立大学教育基盤センター紀要編集委員会が定める「広島市立大学教育基盤センター紀要」書式の手引及びテンプレートを参照する。

(要旨)

第6条 執筆者の責任において和文及び英文要旨を作成し、著者名の後に掲載する。

(キーワード)

第7条 和文及び英文キーワードを5語程度抽出し、それぞれの要旨の後に記載する。

(提出)

第8条 掲載原稿のデジタルデータを教務・学部運営室教務グループに提出する。

附 則

この要領は、令和5年7月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。